令和4年度第2回伊勢原市国民健康保険運営協議会

〔事務局〕 保険年金課

[開催日時] 令和5年2月10日(金) 午後7時00分~午後9時00分

〔開催場所〕 伊勢原市役所3階 第3委員会室

[出席者]

(委員) 御領会長、堀澤委員、野地委員、二宮委員、横山委員、宇賀神委員、

(事務局) 髙橋健康づくり担当部長、鎮目保険年金課長、谷内国保係長、萩原主査

[公開可否] 公開

〔傍聴者数〕なし

《議事の経過》

- 開会 -

【事務局】 定刻となりましたので、ただいまから「令和4年度第2回伊勢原市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

本日は、「定数9名に対し出席者6名」で、過半数を超えておりますので、伊勢原市 国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、本日の協議会は成立いたしまし たことをご報告申し上げます。

また、本日は、傍聴人がおられませんことを、ご報告申し上げます。

それでは、まず初めに会長よりごあいさつを頂戴したいと思います。

【会 長】 「あいさつ」ということですので、一言申し上げます。

本日は、各委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の議題の一つであります、「出産育児一時金の見直し」でございますが、現行の 支給額である42万円は、平成21年10月に改正してから、以降13年間変わって いないとのことです。

今回の出産育児一時金の見直しは、新型コロナウィルス感染症の影響もあり、危機的な少子化の流れの中で、子育て世帯を応援するために、出産に係る費用実態を踏まえ、伊勢原市国民健康保険が行う出産育児一時金の給付額等を見直すものとなっています。

委員の皆様の活発なご意見をいただきながら、協議会としての「答申」を出していきたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

【事務局】 ありがとうございました。引き続きまして、髙山市長よりごあいさつを申し上げます。

【市 長】 本日は、ご多忙の中、また、夜間の開催にも関わらず、令和4年度第 2回国民健康保険運営協議会にご出席をいただき厚く御礼申し上げます。

2020年の新型コロナの発生から4年目を迎え、ウィズコロナ社会の新しい生活様式も大分定着してきたところではありますが、政府におきましては、ここで新型コロナの感染症法上の位置づけを、現在の「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に5月から移行する方針を決定いたしました。

また一方で経済・物価情勢を見ると、食料品や電力の値上げが続いているように、海外の動向、今後のウクライナ情勢の展開や資源価格の動向による影響など、経済を巡る不確実性はきわめて高く、国民健康保険事業への影響も懸念されるところであります。

こうした中、社会保障制度全般について調査・審議を行う組織である、国の社会保 障審議会医療保険部会におきまして、子育て世帯への支援を強化するため、「出産育 児一時金の額は、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされ、 これに基づき、健康保険法施行令等の一部改正により、現行の「出産育児一時金」を 8万円引き上げ、50万円にする改正が行われました。

国民健康保険被保険者に対する「出産育児一時金」の額につきましては、これまでも平均的な出産費用を踏まえており、令和3年度の全国平均では47万3千円という結果もでております。

このことを踏まえまして、今回、伊勢原市国民健康保険における「出産育児一時金」 の引上げにつきまして、本協議会に「諮問」をいたすものであります。

委員の皆様には、充分なご意見、ご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

【事務局】 続きまして、今回は、各委員の皆様に、「伊勢原市国民健康保険における出産育児一時金の見直しについて」ご審議をいただくため、ただいまから諮問書を 高山市長から御領会長にお渡しいたします。

(諮問書を読み上げ手渡す)

【事務局】 ありがとうございました。市長は、これより他に所用がございますので、退席させていただきます。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、会議に入る前に、 資料の確認をさせていただきたいと思います。

(資料確認)

それでは、次第5の議題に入りたいと思います。議長の選出ですが、通例によりまして議長には、会長がなることとなっておりますので、御領会長よろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは、私が議長を務めさせていただきます。皆様のご協力の下、 議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いします。

まず、議題1番の出産育児一時金の見直しについて、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 議題の(1)出産育児一時金の見直しについての協議ということで、ただいま市長から手渡しされました諮問書になりますが、出産育児一時金の支給額につきまして、令和5年4月1日から現行の42万円を50万円に引き上げることについての意見を求めるという内容でございます。支給額の改定につきましては条例の改正が必要となりますことから、本運営協議会に意見を求めるものでございます。

それでは、見直しの背景など詳細につきまして御説明をさせていただきます。お手元の資料1、右上に資料1、「出産育児一時金の引き上げについて」を御覧ください。1ページ目になります。項番1「出産育児一時金について」ということで、出産育児一時金とは、出産に要する経済的負担を軽減するため、健康保険法や国民健康保険法等に基づく保険給付として、被用者保険、これは社会保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産した際に一定の額が支給される制度でございます。

法的根拠としましては、市町村国保につきましては市の条例になります。本市では、伊勢原市国民健康保険条例第6条に金額を規定しております。被用者保険につきましては、健康保険法施行令を基に支給しております。現在の支給額は42万円。ただ、総額42万円ということで、実際はこの括弧書きのところですが、本人支給分が40.8万円、40万8,000円。産科医療補償制度の掛金分が1.2万円、1万2,000円、これを合わせて42万円としております。

産科医療補償制度ですけれども、これは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様と御家族の経済的負担を補償するという制度でございまして、通常の妊娠、分娩にもかかわらず脳性麻痺となったものに補償金を支払うという制度がございまして、その掛金分が含まれて、総額で42万円という形になっております。あと、この42万円ですが、当時、公的病院における室料差額等を除いた出産費用等を勘案して定めております。

財源ですが、市町村国保につきましては、3分の2が地方交付税で措置されまして、残りの3分の1は保険税の中から支給しているものです。支給額の引上げについて、項番2ですが、背景になりますが、先ほどから市長からもお話がありましたように、国の社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」という報告書が出されまして、その中で、出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、出産育児一時金の額は全施設の出産費用の平均額を勘案して、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきと報告がされました。これに基づきまして、厚生労働省では、健康保険法施行令等を一部改正いたしまして、50万円に増額をすることになりました。

健康保険法を基にしているのは、社会保険とか被用者保険になりますので、国民健康保険の被保険者に対しましては、先ほど、市の条例で定めるというお話をしましたが、同額の支給となるように50万円に、伊勢原市の国民健康保険も増額したいと考えているものでございます。

財政的な影響ということですが、令和5年度の予算の現在の見込みですけれども、支給件数は、出産者を75名想定しておりまして、50万円掛ける75人で、総額でいくと3,750万円の予算。8万円の増額になりますので、約600万円はこの影響があるかなと見ております。ただし、3分の2が地方交付税で3分の1が保険料ということなんですが、3分の1の特別会計で出す、保険料から出す分につきましては、1件当たり5,000円の補助が行われる予定にはなっております。

2ページ目、「出産育児一時金制度の経緯」ということで、こちら、推移なんですけれども、平成6年10月にこの制度が創設されまして、当時は30万円の支給額、中ほどに行きまして、平成21年10月から42万円に引上げということで、当時は暫定措置ということだったんですけれども、これが恒久化になりまして、現在の総額42万円という形になっております。ただ、内訳としましては、産科医療補償制度の掛金分が3万円から1万6,000円に下がり、現在は1万2,000円に引き下がり、その分、本人分の金額は42万円の単位で上がっているという。内訳はちょっとずつ上がっております。

3ページ目になります。こちらが出産費用の推移ということで、上段のグラフにつきましては、平成24年度以降の10年間の出産費用の推移になります。今回、国の審議会におきまして、全施設の出産費用の平均額を勘案するという形になりましたが、グラフの青い線の部分がこれに当たります。50万円の根拠でございますが、令和3年度の直近のデータ部分が、平均出産費用が47万3,000円となっておりまして、毎年平均で1.4%上昇していることから、令和4年度の平均出産費用を1.4%上乗せしますと、48万円という数字が推計されます。これに、1万2,000円の産科医療補償制度の掛金を加算して49万2,000円となることから、令和5年4月から、これを切り上げて、全国一律で50万円にするという根拠が示されております。

下段の表につきましては、参考になりますが、都道府県別の出産費用の状況になりまして、地域差が結構あるんですけれども、一番高い地域は東京都の約56万5,000円、一番低い地域は佐賀県の約35万8,000円。神奈川県は約50万5,000円という数字が示されております。

続きまして、4ページになります。こちらは50万円の支給額とは直接は関係ないですが、今回、財政負担等についてということで、国の議論の整理の中では、出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みの導入、これも併せて議論がされておりまして、参考にということで、概要について御説明をしたいと思います。

現在、出産育児一時金に係る費用は、原則として現役世代の被保険者が自らの保険料で負担するとされておりますが、後期高齢者医療制度が創設される前は、出産育児一時金を含め、子供関連の医療費について高齢者世代の負担を行っておりました。生産年齢人口が急激に減少していく中で、少子化をめぐっては、先ほどお話もありまし

たが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、出生数が、将来人口推計という統計があるんですけれども、7年程度早く減少している、危機的な状況にあることから、全ての世代にとって正面から向き合って、克服に向けた取組が必要な状況になっているということで、子育てを社会全体で支援するという観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する、そういった仕組みを導入するものでございます。

この資料の中の、具体的には四角い枠の真ん中辺りの青い字のところなんですが、「現行の現役世代・後期高齢者の保険料負担に応じ、後期高齢者医療制度の負担割合を対象額の7%と設定してはどうか」と。これは具体的には、後期高齢者医療制度の保険料、この枠の一番下のところに少し書いてあるんですけれども、賦課限度額を引き上げて、所得割と均等割、これが後期高齢の保険料になるんですけれども、この見直しをして、そこから捻出しましょうと、今、そういった議論がされております。ただ、出産育児一時金の引上げは5年の4月からなんですが、後期高齢の保険料は2年に1回改定がありまして、次が6年の4月になりますので、そのときから適用するという検討が今されております。

資料の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】 ありがとうございます。それでは、先ほどの諮問を受けまして、出産育児一時金の引上げに関しまして、皆様の御意見をぜひお願いいたしたいと思います。御質問とか細かい気になる点とか、どのような形でも結構ですので、まずは御意見でも御質問でもお願いしたいと思います。

【委員】 出産費用は、このグラフを見ても、ここ10年ぐらい、非常に上がっているという状況ですが、上がっている理由はどういうところにあるのかという情報がもしございましたら教えていただきたいんですけれども。

【会 長】 事務局、よろしいでしょうか。

【事務局】 出産費用につきましては、まず自由診療といいますか、保険診療じゃないので、病院で設定をする金額になりまして、分娩費用とかはそんなに差はないんですけれども、差額ベッド代みたいなところとか付加価値みたいなところが病院によって非常に差があるんです。そういったところから、安心して産めるようにというような、入院時に手厚いサービスが増えてきているのもあるのかなとは思うんですけども。例えば帝王切開とか、そういった場合は保険診療に変わりますので、そんなに高額にはならないです。それを全部平均すると、今、大体48万円ぐらいというような数字にはなっているんですけれども、やはり都市部なんかは50万円を普通に超えていたり、地域差はあるようでございます。

【委員】 よろしいですか。ちょっと疑問というか、それだけ言わせてください。今の出産時の一時金を50万円にするということは、ほぼ全国的に決められていることなので仕方がないと思っています。この表を幾つか見ると、先ほど事務局からもお話しいただきましたけれども、神奈川県、全国で2位ぐらいになっています。東京の次ぐらいの値段になっています。もちろんこれは自由診療だということも理解していますし、京都や大阪、大都市はむしろ安いぐらいになっている。そして、今日いただいた資料、令和4年度の伊勢原市の出産時の支給額の表がありますけれども、44件ぐらい書かれていますけれども、これを見ても、高いところは69万4,151円と28番にあって、安いほうは14番の26万7,020円。しかも、この14番の26万7,020円は、産科医療補償制度が入っている状態の値段になっているんですね。これ、施設の値段の関係なんでしょうか、それぞれの差は。

【事務局】 恐らく7番とか14番の金額、10万円前後ぐらいの結構大きい金額でマイナスが出ているような方々は、医療保険が適用された上で出産をされていらっしゃいますので、医療保険のその世帯に応じた自己負担限度額で、そこの部分の費用は負担が止まっているというところがあります。なので、相対的に見れば、医療保険

が適用されているものを10割の金額で算定すれば、もっと大きい手術が発生しているので、大きな金額になっているんですけど、そこが保険適用になっている部分があるところで、実際の一時金として自己負担で相殺される部分は安く済んでいるところがあります。

【委員】 ありがとうございました。子供の数が少ないわけですから、どちらかというと、出産する病院を選ぶことがある程度できる状況であるかと思いますが、そうすると、同じ負担金をいただくにしても、不公平がそこに生まれるんじゃないのかなって思ったんですけれども、付け加えておきます。

【会 長】 ありがとうございます。今の御意見に対していかがですか。

【事務局】 机上に置いていた追加資料、伊勢原市の出産費用の状況ということで御説明してなかったものですから、簡単に御説明しますと、これは令和4年度の実績になりまして、12月までで44件ほど支給しております。一番左の妊婦負担額合計というのが、病院に妊婦さんが払ったお金になります。支給額が出産育児一時金になりまして、42万円が上限になりますので、今は直接払い制度といいまして、例えば1番の方の59万7,000円のうち42万円は市から病院に直接お支払いしますので、その差額分を妊婦さんは病院に払う、そういったことになります。

7番の方なんかは、総額で28万2,000円。そうすると、42万円にいっていませんので、直接病院さんに払うのは28万2,110円なんですが、42万円との差額につきましては直接御本人さんにお支払いをして、なので、結果的には1子当たり42万円支給はされているというということになります。

一番下の平均ということで、伊勢原市の場合は52万4,715円が今年度、病院さんに払っている平均額になるんですが、そうすると、今42万円までですから、その範囲内で納まった方は4件の9.8%ほどしかいないと。これを50万円まで引き上げますと17件に増えますので、4割ちょっとの方が費用は出産育児一時金で賄えるということになってきます。

【会 長】 ありがとうございます。今の御説明を受けて、いかがでしょうか。

【委員】 ありがとうございました。

【委員】 まず、総論としまして、子育て家族、また、少子化対策等の観点から、一応この制度の見直しは、私は賛成です。ただ一つだけ、分かる範囲でいいんですけども、単純に参考資料の3番目かな、平成24年から令和3年まで分娩費が、自由診療と言いながら、結構の率で費用が伸びていますよね。医療費はそれほど伸びていませんよね、保険医療費は。薬価は下がっていたり、保険医療費の保険点数、それはそんなに上がってないですよね。その辺の自由診療との関係と言うのは、分かる範囲でいいです、相関関係というのは。自由診療だから自由だよと言われるとそれまでだけど、基本的には保険診療点数が元になるべきだと思うんだけども、それはいずれにせよ医療のことだから大変難しい話だと思う。自由診療だって基本ベースは、日本は皆保険の制度だからどうなんだろうと思って。

【委員】 基本的に大部分の保険診療は、若干はコロナ禍で材料が上がっている、納入が上がっているということで、多少の点数は改定していただいているところはあるけれども、正直なことを言うと、以前に比べればよろしくない経営状態になるところが多いと思います。そういう観点で言うと、先ほどから僕もうまく言えなかったんですけど、自由診療、美容形成なんかと同じような、ちょっと違うかもしれませんけど、それこそ病院を選ぶ、高価な病院を選んで出産するのもあるでしょうし、そうじゃないものを望む家族もいるでしょうし、その辺は自由診療なんだから、そこは個人の考えで本当は選ぶべきで、それを補塡するというのは、全体的な医療の考えで言うと、僕も違和感を非常に感じます、本当のことを言うと。また、財源のことも考えるところですけれども、ただ、今回の話は少子化ということと、コロナ禍で経済状態が皆さん大変でしょうからということがあるから、この話が出たんでしょう。私の考え

です。

【委員】 そういう関係が、医療界というのは広いから、漠然としていて、我々の見えない部分もいっぱいありますので、そういう点では、何で医療費自体はそんな上がってないのに分娩費だけ上がっていくのかなというのが、ちょっと私は理解できなかったから御質問しました。ありがとうございました。

【委員】 すみません、全然分からないんですけど、素朴な疑問で、やはり少子化はこれからすごく問題になってくることなので、負担金を50万にすること自体は仕方ないというか、賛成なんですけれども、今おっしゃったように、自由診療じゃなくて全部で支えるのであれば、病院側も支えるという意味で、自由診療じゃなく、保険というか、適用の病院側の努力もあって両方で支えられたら、もっと全体的に、医療費だけどんどん上がっていって、出産費用だけ上がっていって、負担するのは、老人のほうも負担金が増えてくるみたいな形だったら、全部がもっと努力できたらいいなというのは個人的な意見としてあります。素人の考えなんですけれど。

【会 長】 保険適用の状況が少し分かりましたら教えていただきたいのと、それから、今年ですか、75件を見込んでおられるということなんですけれども、子供 1人50万円という支給額掛ける75件ですけれども、近年の動きみたいな、総額でどういう動きをしそうかとか、そういうところと併せて、今の御質問の何らかの答えが出るとありがたいかなと思うんですけれども。

【事務局】 出産にかかる費用が自由診療になっているところが、先ほどの話のように、御自身が産みたいところで産むといいますか、そういうところがあるのかなとも思うんですけれども、もちろん同じように出産をするという行為ですから、全部保険診療にするという考えも、たしか昔、意見として、この審議会の中でもそういう意見は出ているようなんです。今後、これで終わりということではないので、その辺も含めて、少子化というところが今、一番キーポイントになっていると思うので、出産だけじゃなくて、育児もこれから続くわけですし、子育てでも費用はどんどん投じられていきますので、そういった全体で、子育てというところで今後は多分議論されていくんじゃないかと思うんですけれども、保険診療と自由診療というところについては、詳しい情報というのが、意見は出ているようなんですけども、今後どうなるという、そこまでは出てないところです。

あと、出産者数ですが、伊勢原市の人口統計とかを見ますと、年齢別の人口統計でいきますと、2月1日時点で、ゼロ歳児が632人、1歳が607人、2歳児が710人、3歳児が683人、4歳が720人。1年間で700人前後ぐらいの出生なんです。そのうちの国保の加入者は、決算でいきますと、令和3年度が50人です。だから、1割に満たないぐらいの方が国保の被保険者で出産されています。

片や高齢化のほうを見ますと、団塊の世代ということをよく聞かれると思うんですけど、ちょうど今72歳ぐらいからなんですけれども、1,500人ぐらいいるんです。だから、年齢構成でいくと、高齢者に比べて出生数も少ないというのは数字として表れている状況であります。

【会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【委 員】 これは、双子とか死産はどうなるんですか。

【事務局】 一子当たり50万円になりますので、双子の場合は100万円です。 死産の条件がありまして。

【事務局】 12週以上の死産に関しては、出産育児一時金が支給されます。ただし、産科医療補償制度の掛金が発生するのが、23週以降の方に対して発生するものなので、それ以前の週数で死産された方は、先ほどの表にもあるんですけど、産科医療補償制度という部分に関してはゼロ円という形で、掛金がない中での支給という形になっています。なので、今ですと1万2,000円が補償制度の掛金なので、1万2,000円マイナスした40万8,000円が直接病院さんに支払われている額と

いう形にはなります。

【委員】 ということは、人工妊娠中絶は支給の対象にならないですか。

【事務局】 12週過ぎて行われたものに関しては対象です。12週より前に手術の処置をされた方は対象外ですけれども、週数が12週を超えていれば対象になってきます。

【委員】 結構該当者はいるんですか。

【事務局】 そうですね。年間、全体の1割ぐらいですかね。死産の妊娠中絶と思われるものというんですかね。実際それが中絶手術によって支給されているものなのかどうかという細かいところまでは、私たちのところの請求内容で判断ができない形になりますので、死産という形で来るもので見ると、かつ週数が低いもの、掛金が発生しないような20週以前の死産で出てきているものだと全体の1割ぐらいになってくるかと思います。

【委員】 1割というと、結構占めている部分ですよね。子供の数を増やそうという目的のお金だとすると、ちょっと違うような気もしますよね。

【会 長】 難しい問題も含まれているということなんでしょうかね。ということは、やはり自由診療の金額の設定が、伊勢原の平均が52万ちょっとということで、ちょうど全国的な額の標準に近いような形になっているので、設定に合わせやすいというようなことがありますけれども、先ほどの御意見によれば、やっぱり自由診療というようなことから考えると、なぜそこに設定するのかということが根拠としては分かりづらい面もあるということかなと思うんですけれども。国の設定というのが非常に大きい背景にありますので、その辺りを加味してということでありますから、それにちょっと流されるような状況かなと思うんですけれども。

【事務局】 そうですね。先ほどの地域差なんかにしましても、42万円で現在賄えているところも十分ありますので。ただ、出産育児一時金という名目ですので、育児の分も含まれるんですね。そういうのがあって、大体が賄えるようにということなのではないかと思うんですけれども。おおむね賄えるようにというような、そういった意見として出されておりますので、そういったところも含めて一律ということなんだと思います。

【会 長】 いかがでしょう、御意見、御質問。

【委員】 いろいろお聞きしていて、50万、妥当なのかなみたいな。自由診療だからといって、各病院がどんどん値段を上げられて、それに合わすわけにはいかないと思うんですけど、景気とか育児としてもと考えると、50万、そんなものなのかなと思いました。

【会 長】 ありがとうございます。最初に御質問いただいた、なぜこう上がっているか。その辺りがまだちょっとすっきりしないのかなという感じがしますけれども。 【事務局】 一応、国のほうでも増加要因を調べようということで、1年前のもので少し古いかもしれないんですけど、令和3年度に調査研究をやられています。上がっている要因というのが、公的病院に関しては、私的病院とか診療所、一般的な私立の病院等と比べると平均出産費用は低いですよというのがあります。あとは、私的病院、個人病院等については、高いところでばらつきが多いというんですかね。個人の病院は、設定金額が高いところ、安いところでばらつきがありますよというものだったり、地域の所得水準だったり物価水準等の影響を受けている。あと、医療費水準の割合であったり、やはり病院同士の競争もあるのか分からないですけど、私立病院、そういう病院の多い少ないという割合、そういうのだったりが要因になっているところで、ただ、一番影響として与えているのは、その地域の所得水準が一番大きく出ていますよという形の分析がされています。

また、今後、出産費用がうなぎ登りにと言ったら変なんですけど、上げると上げて 上げてまたという、そういうのが起きていくというのもあるので、今回、併せて出産 費用の見える化ということで、国、県でそういう総合的な費用、どこの病院が何の費用でどのぐらいかかっているのかを公表していきましょうというような議論が併せて進められています。その辺が、産婦人科学会等との調整がまだついてないんだと思うので、今回、同時にという形にはならないんですけれども、それぞれ、全国どこの病院で平均入院日数が何日かかっていますよとか、平均的な病院の出産費用が幾らで、室料価格がかかりますよ、かからないですよとか、無痛分娩の取扱いがありますよないですよというような。妊婦さんからしても、自分の思い描いている条件に合ったないですよというような。妊婦さんからしても、自分の思い描いている条件に合ったような病院が、その中から選択できたりするような形の、利用もできるような形での公開、公表していくというような、今、イメージを掲げて、一応そこは併せて進めていこうということで動いてはいるようです。まだ結論が出てないので、どういう形でいつから公表というのは出てないんですけれども、そんな流れはあります。

【会 長】 そういう流れが具体化してくれば、当然、国保にもそういう影響は出てくると考えられますか。

【事務局】 今回、費用の推移に、平均的な費用ということで設定されていますけれども、どんどん、どんどん上がっていくんじゃないかといったところは、そういった見える化のところである程度は抑えられれば、国民健康保険というよりは、全国的に金額は一律になっていくものだと思います。

【会 長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。前提としては、この方向で少子化を何とか食い止めていくというような政策の流れだと思いますので。ただし、いろんな懸念がないことはないということから、今も言っていただいたような、費用がどうして上がっていくのかとか、それから、少子化を食い止めるために役に立っているんだろうかとか、そういったところをもっと追いかけていくような、そういうことも大事だといったことかなと思いますので、そのようなことが意見として出たということをお伝えいただければよろしいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会 長】 ありがとうございます。

【委員】 あと1点、すみません。最後の資料4、財源負担についてですけれども、令和6年度から後期高齢者医療の制度でも出産育児一時金の案分で出しますという説明ですけども、先ほどの説明で、少子化対策から、出産が少なくて、これから後期高齢者が増えていく、後期高齢の人数が増えていくわけですよね。でも、その負担というのは、7%と書いてあるのが基本であって、逆に言うと、後期高齢者の被保険者が多くなると、先々の話として、税率はどういうふうになりますか。後期高齢の税率は。やっぱり上がる方向か。

【事務局】 そうですね。

【委員】 それは何年から? 6年度からですか。

【事務局】 そうですね。

【委員】 ああ、そう。令和5年は一応経過措置で動かしているけども、6年度に後期高齢の保険料見直し等もまたあるから、そのときに全部反映されるということですか。

【事務局】 そうですね。

【委員】 6年度からね。

【事務局】 今のところの案ではそうなっていまして、後期高齢者医療制度自体、ほかの国民健康保険とか社会保険とかから、もともと支援をしているんですね。後期高齢者の方はもうリタイアされて、所得も年金だけとか。やはり年齢が上がると、医療費って上がっていくんですね。そうすると、後期高齢医療制度だけではできないので、持ち出しをほかの保険者が今しているんですけれども、今回の考えは、出産育児一時金についてはやっぱり皆さんで支えないとというところから、現役世代と同じぐ

らいの負担割合で後期高齢者医療制度のほうも負担すると、7%ぐらいで同じように 設定してはということなので、もともとないものがここでできれば、保険料もやっぱ りそこに反映するんだとは思います。具体的には上がるんだと思うんですけれども。

【委員】 そうすると、令和6年度からということは、今国会で7%の話は審議中ですか。

【事務局】 一時金の額については、もう法令が改正されているんですけれども、 こういう負担割合の話というのは審議中だと思います。

【委員】 まだね。分かりました。それとまた、その話も絡んでくるということで、後期高齢者、私も近々なる予定だから、ちょっと考えちゃうなと思っているから、そんなことでちょっと、先の話だけど、質問をちょっとしました。すいません。ありがとうございました。

【会 長】 ありがとうございます。それでは、この件に関しましてはよろしいでしょうか。少子化を食い止めるために引き上げたので、政府としてぜひしっかりと運用されることを協議会として期待したいということで、よろしくお願いいたします。それでは、次の議題に入ってよろしいでしょうか。

【事務局】 一応、今回、市のほうから諮問させていただいた内容は、50万円という具体的な数字に引き上げることをまず御意見をいただきたかったんです。

【会 長】 ということは、それは決を採ったほうがよろしいということですか。 【事務局】 そうですね。

【会 長】 分かりました。それでは、50万円ということに設定をするという、これまでよりも上げるという諮問でありますので、これに対して賛成いただける方は挙手をお願いできればと思います。

(賛成者举手)

【会長】 ありがとうございました。

【事務局】 今、決を採っていただきました50万に上げるという形の中で、一応 答申案という形で、市長にお出しいただくようになりますので、こちらのほう、事務 局で作成させていただきました答申案を一度皆さんにお配りさせていただきまして、 内容等を御確認いただくようにお願いします。

【会 長】 分かりました。

【事務局】 諮問機関に市長から意見を求めますという諮問をさせていただいたので、協議会としてその回答をいただきたいんですね。事前に案ということで作成いたしましたので、ちょっとお目通しいただいて、御意見をいただければと思います。

【会 長】 この内容で、おおむね委員の意見が代表されているかと思います。ただ、いろんな心配事項に関しましては、議事録を通してお伝えいただくというような形でよろしいんでしょうか。

【事務局】 あとは、先ほどお話のあった要望というような形で付け加えることもできるんですけれども、例えば、先ほどの話ですと、保険診療と自由診療の部分とか、高騰しない要因とか費用の見える化は引き続き検討願いたいとか、国でもこれについては議論されているところはあるんですけれども、一時金の金額と費用負担のところと費用の見える化、この3つが今、報告の中では議論されているんですね。その辺については、もう既に議論されているところでもあるので、あえてその部分を入れるか入れないかというところではあるんですけれども。

【会 長】 国の議論の動向を注視しながら、制度の目的に沿って運用ができるようにというような趣旨かと思いますので、いかがでしょうか。作っていただいたものに、先ほどの御意見を少し盛り込むか、それともこのままでよろしいか。

【委員】 この文章は、たたき台みたいな文章があるんですか。見直しの背景の部分とかは、国から下りてきた文章そのままですか。

【事務局】 国の資料を基に、今日御説明した内容を要約した部分ですので、答申

自体、これがなくてもよかったのですが、経過をちょっと書いたものになります。下のところにつきましては、今までの平均的な金額で設定してきたというところもございますので、そのままこの一時金制度自体が、やはり費用負担の軽減につながっているというところを少し盛り込ませていただきました。

【委員】 国の役人さんの言葉の中で、ここにも文章にあるんですけども、一つには出産育児金等は出産に要する経済的負担を軽減するためというのが冒頭にあって、かつ出産育児一時金の制度というのは、分娩という保険事項に対する一時金支給なんだよね。だから、この人は30万かかったけども50万払うんじゃなくて、一律に、例えば、これからまた各家庭に5万円とか10万円という給付があるかもしれないけど、それと同じように一時金で出しますよ。恒久的じゃないんだから、もうこの金はお渡しします、あとは、育児も含めて使ってくださいよという。昔は出産祝い金なんていう言葉もあったんだけども、昔は出産祝い金という制度で動いたと思うんですよ。

【会 長】 そうですね。今の御意見で細かく見ていくと、一つの制度でもいろんなことが起こりますので、そうすると、やっぱり制度全体としてどうしたらいいかということはなかなか難しい問題なので、ある程度の矛盾というのはどんな制度でも含んでいると考えて動かさないといけないのかなという感じはあるんですけれども、ただ、先ほどおっしゃった制度運用の内容がきちんと、できる限り見える化するような形で運営していただきたいというような趣旨で、どこかに盛り込んでいただければ、この意見の趣旨というものが伝わるのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 あと、1点、それと同じ、後ほど予算がありますけども、一時金ですけども、例えば死亡した場合も葬祭費は一時金だよね。

【事務局】 はい。

【委員】 国民健康被保険者が亡くなったときに、一時金として葬祭費が支給されますよね。あれ、例えば50万かかっても限度は決まっていますから、それ以下でも、ちゃんとそのお金は出ますから、葬祭費も。今、5万円ですか。

【事務局】 今、5万円です。こういう給付金の種類で、出産育児一時金と葬祭費があります。その2つがあるんです。そちらも定額になっております。

【会 長】 ありがとうございました。では、そのようなことで、趣旨を明確にしながら、制度運用の見える化をしっかりと努力をするというような、そういったことでお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会 長】 それでは、時間が押してまいりましたので、あと30分の予定で、財政運営状況についての説明をお願いいたしたいと思います。

【事務局】 それでは、議題2の国民健康保険の財政運営状況ということで御説明します。資料2になります。資料2の1ページ目でございます。

項番1の国民健康保険加入状況でございます。令和5年2月1日現在の状況を中心に御説明します。加入世帯につきましては1万2,484世帯で、前年と比べて338世帯減少しております。加入者数につきましては1万8,584人で、前年と比べて911人減少しております。③の加入者の年齢構成につきましては、ゼロ歳から64歳までの加入者は前年と比べて230人減の1万73人、65歳から74歳の加入者は、前年と比べて681人減の8,511人で、加入者全体の45.8%を占めております。また、70歳以上の加入者だけでも5,405人と全体の29.1%を占めておりまして、高齢者の加入割合が非常に高くなっております。

④の資格取得喪失の状況につきましては、ここ数年、資格取得より資格喪失の届出が多く、被保険者数が減少しております。その差は、令和4年度で819人減となっております。主な減少要因なんですが、後期高齢者医療制度への移行による国保資格

喪失者が多くなっているためで、先ほど、70歳以上の加入者が5,715人と御説明しましたが、今後も毎年約1,100人、国保から後期高齢へ移行すると推測ができます。

続きまして、2ページの項番2、財政状況でございます。まだ決算は年度末まであるんですけれども、細かい科目につきましては割愛させていただいて、特に国保財政におきまして、大きく影響する科目である歳入の国民健康保険税と歳出の保険給付費について執行状況を御説明させていただきます。令和4年12月末時点の状況になります。

まず、歳入の国民健康保険税です。現年分と滞納繰越分について、令和4年度予算現額、令和4年度調定額、令和4年度収入済額、そして収納率を記載しております。なお、1,000円単位で表示をしています。現年分につきましては、調定額が1869,022万6,000円に対しまして、収入済額が1263,337万8,000円、収納率は65.25%となり、前年同期と比較しまして0.88ポイントの増となっております。滞納繰越分につきましては、前年同期と比較して7.2ポイント減の16.15%となっておりますが、合計では0.2ポイント増の56.5%となっておりますので、このペースで進めば、最終的な令和4年度の収納率は前年度を上回る見込みとなっています。

また、参考になりますが、その下の表は過去5年間の国民健康保険税の収納状況の推移になります。被保険者数が毎年減少していることに伴いまして、5年間で約2億6,500万円減少しております。こうした歳入減少の影響がございますので、その下の表でございますが、一般会計から繰入金額、一般会計から少し補塡をしていただいているんですが、法定外繰入金につきましてもなかなか減らせない状況となっております。今後につきましては、神奈川県に納付をする事業費納付金という科目があるんですが、これが増加しておりまして、細かな分析をしていく必要はございますが、歳入不足を解消していくために税率改正なども検討していく必要はあるのかと考えております。

次に、歳出の保険給付費になります。医療給付費の支出の状況になりますが、療養給付費からその他までの合計の予算、6668,050万7,000円に対しまして、決算見込みは6368,540万円となっておりますので、366,574万1,000円ほど残が生じる見込みとなっています。主な減少要因としましては、やはり被保険者数の減少によるものですが、先ほどちょっとお話ししましたが、高齢になるほど1人当たり医療費が高くなりますので、後期高齢者医療制度に移行される方の影響も大きいと考えられます。

なお、この保険給付費につきましては、この中の出産育児一時金、葬祭費を除く部分につきましては、保険給付費等交付金という歳入の科目で全額県から交付されておりますので、出た分だけはそのままいただけるという、そういった現在の構図にはなっております。

続きまして、3ページの令和5年度の特別会計予算(案)を御覧ください。2月17日から開催される市議会3月定例会に議案として提出予定となりますので、内容は案ということになります。予算総額は96億6,100万円。前年度の当初予算と比較して8,500万円の減となっております。被保険者数の減少により保険給付費等が減少しておりますので、予算規模としましては縮小の傾向にございます。

まず、歳入の1番目にあります国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少により減収を見込みましたので、マイナス3.2%、5,811万6,000円減の17億3,608万5,000円を計上しております。国県支出金につきましては、国庫支出金であります災害臨時特例交付金に1,000円、県の支出金であります、今お話ししました保険給付費等交付金に65億3,956万4,000円を計上いたしました。平成30年度の制度改革によりまして、従来、本市が支払っていたこの保険

給付費については、ここの歳入科目で全額負担することとなっております。

繰入金につきましては、前年度と比較して1億6,671万1,000円増の13億2,718万7,000円を計上しております。要因としましては、法定外繰入金であるその他繰入金を7,500万円、それから基金の取崩しを7,600万の増額となっております。その他の収入につきましては、109万2,000円減の2,816万3,000円を計上しております。その他につきましては、前年度までの実績を踏まえまして、第三者の納付金や返納金などの雑入が計上されております。

次に、歳出、右側の欄になります。一番上の総務費につきましては、システム改修委託料が減少しましたので、前年度と比較して180万9,000円減の1億5,820万7,000円を計上しております。2番目の保険給付費は、被保険者数の減の要因が大きいと推計いたしまして、保険給付費全体で1億8,768万6,000円減の64億9,282万1,000円を計上しております。国民健康保険事業費納付金につきましては、1月に神奈川県から提示されたもので、前年度と比較して1億578万2,000円増の28億7,490万円を計上しております。表の下から3番目、保健事業費につきましては、220万1,000円減の1億1,472万2,000円を計上しております。減少要因としましては、被保険者数の減少に伴いまして、特定健康診査などの事業費減を見込んだことによるものでございます。その他の支出金につきましては、前年度と比較して91万8,000円増の2,034万9,000円を計上しております。実績から保険税還付金の増を見込んだことによるものでございます。議題2の財政状況につきましては以上でございます。

【会 長】 ありがとうございました。細かい数字が続いておりますけれども、収納率もまずまずという感じで、順調に推移していると理解してよろしいでしょうか。 【事務局】 そうですね。徴収につきましては、収納課というところで税と名前のつくものを、固定資産税とか市民税、国民健康保険税も税でございますので収納課で一括してやっておりまして、滞納整理とか納付方法についても、今、口座振替だけでなくて、電子決裁というんですか、そういったものとか、いろいろ使えるものを導入しておりますので、納めやすいようにということで、いろいろ取り組んでおりますので、ここのところ、93%以上はキープできているという状況でございます。

【会 長】 あと、ちょっと時間が押していますのであれなんですけれども、事業 費納付額が少し増えているということで、分析しなきゃいけないというようなお話が ありましたけれども、そこをちょっとお聞かせいただいて、歳出の下から4つ目の数字ですよね。納付金の額が増えていますというところだと思うんですけれども、その中身についてお聞かせいただいて、その間、お気づきの点、御意見を出していただく 準備をしていただければ。

【事務局】 事業費納付金ですが、神奈川県が今、財政の主体になりましたので、実際に出ていくお金の医療費、それは神奈川県がまとめて各病院に、県内の市町村の分をまとめて払うんですけれども、じゃ、伊勢原市は幾らかかりましたと。それは、基本的に保険税とか、あと国からの補助金とか、そういったもので賄って、神奈川県はやりくりをするんです。前年の実績を基に、伊勢原市、幾ら納めてくださいねとなるんですけれども、各市、保険税率、保険料率というのは違いますので、その設定したお金で賄い切れるかどうかというところもあるんですけれども、そのほかに神奈川県の基金を取り崩して対応したりすると、今度、基金がなくなってしまうと、その分、市からもう少し出さなきゃいけなくなってくる。基金を使わなければ、ある程度見込まれた金額で出せるんでしょうけど、いや、そんなに出せないよみたいなことで、基金をちょっと崩して今回は対応しようとかそういうことをやっていると、急激に次の年に、もうちょっと払ってくれないととか、そういう状態になるんです。

もう何回もお話ししているように、国民健康保険って被保険者が減っています。そうすると、医療費も当然減ります。ただし、後期高齢者のほうが増えています。そう

すると、国民健康保険だけじゃないんですけれども、ほかの保険者さんは後期高齢者 医療のほうに支援しないといけない。そこの部分が非常に増えてくるんです。これ、 内訳はないんですけれども、後期高齢者の支援分と医療給付費分と介護分という、実 際はそれぞれで計算をして幾らくださいってなるんですけれども、後期高齢者の支援 分というのは、やっぱり毎年毎年増えているんですね。そうすると、この事業費納付 金というのが、市もどんどん増えていくという。そこが今後は一番大きい部分だと思 います。

【会 長】 ありがとうございます。先に私のほうで質問させていただきましたけれども、いかがでしょうか。細かい数字が並んでおりますけれども、全体として何か御質問、御意見がございましたら。

システム改修というのは、どのような形になるんでしたっけ。

【事務局】 今年度からなんですけれども、制度改正が適用しているんですが、内容としては、未就学児のいる世帯には保険税を軽減するという、そういう制度が今年度から適用になっていまして、そのためのシステム改修を昨年度やっていたんですけれども、それが終わりましたので、今年度はその分減ったということになります。

【会 長】 これは現状ということでありますので。

【事務局】 そうですね。先ほど、ちょっと触れたんですけれども、やはり事業費納付金の金額が、なかなか市町村単独で算定が難しいんです。それで、神奈川県が取りまとめて、各市に来年度は幾らですという提示がされるんですけれども、その金額自体を市で見込むのが困難になっていまして、要は、神奈川県全体で医療費が幾らかかるとか、そういったものを神奈川県が取りまとめて、それで提示をしてくるものですから、そういった要因もあって、単独で算定するのが非常に難しい部分もあるんですね。そこが一番厄介なところなんですけれども、ただ、私もちょっと思うのは、国民健康保険の被保険者が減っているにもかかわらず納める金額が増えているところが、医療費分は減ってもいいんじゃないのかなとか、後期高齢者支援分は増えてしまうのは仕方ないのかなとは思うんですけれども。それはちょっとお話ししましたけど、基金の取り崩しなど、やりくりをしている関係で、一概にイメージどおりな数字が出てこない部分もちょっとあるんです。

【会 長】 提示はいつ頃あるんでしたっけ。

【事務局】 今和5年度に払う金額は先日の1月に、年明けに示されたんです。

【会 長】 そうすると、この数字は反映しているということですね。

【事務局】 反映しています。

【会 長】 なるほど。

【事務局】 何とかやりくりができましたので、今回こういう形で案として議会に上げる予定です。

【会 長】 分かりました。基本の流れが分かってなくて申し訳ない。お金の部分は県が運営管理するということで、制度が複雑なので、外から見ているとちょっと分かりづらいように思うんですけれども、御苦労されているのでは。

【事務局】 シンプルになっているといえばなっているんだと思うんですけれども。今までは本当に市だけのお金で各医療費の支払いとかをしていたので、ただ、その医療費の心配がなくなったといえばなくなったんですね。もう使っただけ神奈川県がくれるので。そこの部分は歳入と歳出が同じ金額なんですね。それはいいと思うんですけれども、事業費納付金という納める金額が、算定がなかなか困難で、見込めないものですから。そうすると、来年度、ちょっとだけ触れたんですけれども、歳入が不足、このままでいくと基金もなくなってきますし、一般会計からのお金もそうはもらえませんので、そうすると、じゃ、どうやって歳入を確保するのかってなると、保険税の部分を増やしていかないと納めるお金が足りなくなってしまうという状況なので、その辺はできるだけ細かいシミュレーションみたいなのをして、御審議をまたいただく

ことにはなるかと思います。

【会 長】 上げる方向でということですよね。

【事務局】 そうですね。

【会 長】 上げることになるんですよね。法定外繰入金、それがなかなか解消しないというようなお話もありましたけれども、その辺りの要因は説明できるものはあるものでしょうか。

【事務局】 法定外という意味なんですけれども、国民健康保険事業という一つの枠でやっているので、その中で歳入と、そのお金から医療費を払う歳出と、それで一つの枠の中で本来やるべきところでございますが、今、それに見合った歳入が確保できてないところがございますので、そうすると、一般会計から一部補塡してもらうというのがその他繰入金です。法定で決まっている繰入金ももちろんあるんですけれども、一般会計から繰入金。国から、低所得者が多いから少し補塡するよって言った分、そういうのはあるんですけれども、それは決まった、出産育児一時期なんかもそうなんですね。それとは関係なく、やりくりができないので、ちょっとお金を下さいって言っているものがその他繰入金というものになるんですが、国民健康保険税というのは所得に応じて、所得が高ければ保険税も高くなりますし。ただ、構造的な問題で、やはり高齢者、リタイアされた方の割合が多いですから、そうすると、所得は年金収入ぐらいになってしまうんですね。そうすると、現役世代の社会保険のように、給料が高い方がそうはいらっしゃらない。そういうのも、歳入がなかなか確保できない要因の一つであります。

【会 長】 ありがとうございます。私からばっかり質問してしまいましたけれども、何かございましたらお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

【委員】 じゃ、1件だけ。その他でいいんですね。県下も全体的にやっぱり、団塊の世代が75歳になる時期を迎えてから、国保の被保険者数も減っていくと思うんですよね。後期高齢は増えていく、国保は減っていくという数字になると、どういう方向性になって、ただ、医療費も少なくなるからいいのかもしれないけども、運営としてちょっとコンパクトになりつつあるよね。

【事務局】 そうですね。方向としては、上限が74歳までと決まっていますから、そうすると、先ほどの少子化じゃないですけど、上がってくる人の増える要素がないんです。そうすると、縮小しますし、あと社会保険の適用拡大を今進めていますので、今までは常勤の4分の3働いた人が社会保険という。それがだんだん、だんだん拡大されていますので、100万ぐらいの収入の人でも社会保険に入るようになってきますので、ますます縮小していく。

【委員】 プラス、定年も65歳まで延びるという話になってくると、国保の被保険者が少なくなっていく、急激に少なくなる可能性があるよね。

【事務局】 もう既に急激に。毎年、800人ぐらい減っています。

【委員】 これから後期高齢に1,000人ずつぐらいいっちゃって、下から来るのがそんなに少ないという。さっき言った65歳までの定年になると、入ってくる人もそんな多くないから、1,000人を超える数字が続く可能性があるよね。

【事務局】 そうですね。

【委員】 そんなことも考えて、できたら県下の令和5年4月1日現在の被保険者数、出ると思うので、運営協議会があったら、そこの中で資料を見させてください。

【事務局】 分かりました。

【委員】 令和3年、4年、5年ぐらい、4月1日現在の被保険者数を。

【事務局】 はい。

【会 長】 ありがとうございます。それでは、そろそろ終了にしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

では、長時間にわたりありがとうございました。事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】 資料3は概要だけ、今説明させていただきます。

こちらなんですが、国民健康保険税の見直しがされる予定になっていまして、これが5年の4月1日から適用になるんですが、国保税の限度額が2万円上がります。それから、国保税の減額の適用というのがあるんですけど、これは低所得者の方に、7割、5割、2割という、所得に応じて減額をする、軽減をするという制度がありまして、そこの基準が変わりますというお知らせになります。これにつきましては、条例改正が一部必要になるんですが、上位法がまだ変わっておりませんので、専決処分という形で市長の決裁で変えさせていただくんですけれども、一応、こういう保険税の見直しがありますよという内容になります。

限度額については、医療分の基礎分と後期高齢者の支援分と介護納付金分の3つの税を合わせて国民健康保険税って言っているんですが、そのうちの後期高齢者支援金分が2万円限度額が上がりますので、下の制度の内容の表の現行と改正後というのを見ていただきますと、配分が変わりますよということなんですが、所得のある方については保険税が少し高くなります。限度額が上がりますので、高くなります。ただし、軽減世帯の対象者の拡大をしますので、その分、所得が引っかかっていた人で割引がされてなかった人は、少し割引対象になるので、なだらかな、線の位置が変わっていると思うんですが、中間所得者層に配慮した見直しという形になります。

影響額につきましては、裏のページを見ていただければと思うんですが、これ、令和4年中の所得に対してですので、所得の変動がありますので何とも言えないところはありますので、影響額としてはお示しできないんですが、限度額については、単純に2万円上がると、限度に行っている方が、今年度の本算定という、当初課税した時点で221世帯ありましたので、単純にその方がそのまま上がれば最大で442万円ほど税が上がりますよと、収入が増えますと。2番目の軽減につきましては、対象所得の見直しですので、例えば5割の見直しの方ですと、今までは128万5,000円までの方だったのが、130万円までの方が5割の軽減対象となるということです。ただ、2割軽減の方が5割になるということだと思いますので、そういう方もいらっしゃいますし、新規に今度、2割のほうも対象所得が引き上がりますので、対象者は増えるんですけれども、5割になる方もいるので、今の時点で影響は見込みが困難なのでお示しはしていませんが、一応こういう見直しがありますよということで御報告になります。

以上です。

【会 長】 ありがとうございます。令和5年からということですね。 それでは、事務局からも以上ということで、その他はよろしいですか。

【事務局】 今のお話がその他になりますので、議題は以上ということです。

【会 長】 ありがとうございます。それでは、事務局にお返しをしたいと思います。

【事務局】 では、本日は皆様、長時間にわたり御審議をいただきまして、ありがとうございました。本日御審議いただきました答申が、この後、答申書として整理をさせていただきまして、本協議会を代表しまして、会長より答申という形で行わせていただきますので、御了承いただくようにお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては、こちらは事務局で作成の後、あらかじめ会長の承認を得た上で委員の皆様に郵送させていただきたいと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

では、最後になりますが、担当部長より閉会の挨拶を申し上げます。

【事務局】 長時間にわたりまして、本日はありがとうございました。夜分、お疲れのところ、また、今日、雨が大分ひどくて、雪にはならなかったんですけども、お帰りも気をつけて帰っていただければと思います。

今、出産育児一時金の見直しの関係の御協議をいただきまして、市長への答申もま

とめていただきまして、大変ありがとうございます。これは、運営協議会の答申も併せまして、市議会3月定例会に、国民健康保険条例の一部改正という議案で提案をさせていただくことになります。議会においてこの議案が可決されれば、令和5年4月1日より施行してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、これをもちまして、令和4年度第2回伊勢原市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきたいと思います。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —